

別添

## 貸付料年額の算定方法

1 貸付料年額の算定は次により行う。

- (1) 貸付面積 (0.01 m<sup>2</sup>未満の端数があるときはこれを切り捨てる。) ×1,030 円=A (小数点以下切捨て)
- (2) A×12 月=B
- (3) B×1.15=C (小数点以下切捨て)
- (4) C×100 分の 110=貸付料年額 (小数点以下切捨て)

参考

1 m<sup>2</sup>当たりの貸付料年額 金 15,635.4 円 (1,030 円×12 月×1.15×1.1)

※計算途中の端数処理により、貸付面積に 15,635.4 円を乗じても、実際の貸付料年額とは若干異なる場合があります。

**鳥取県行政財産使用料条例第 2 条 (昭和 39 年 3 月 30 日鳥取県条例第 7 号) ※令和元年 10 月 1 日一部改正**

(使用料の徴収)

第 2 条 行政財産の使用については、別表に定めるところにより使用料を徴収する。

別表 (第 2 条関係)

7 1 月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積 1 平方メートルにつき、次のとおりとする。この場合において、使用期間に 1 月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。

- (1) 県庁舎等 1 月につき 1,030 円

**公有財産事務取扱要領 (平成 21 年 7 月 24 日第 200900062482 号総務部長通知)**

第 4 章 公有財産の貸付け等

第 2 節 貸付け 第 3 款 貸付けに係る諸事項

2 貸付料の算定方法

(2) 建物の一部を貸し付ける場合

次の算式により算定した額をもって貸付料年額とする。

イ 行政財産の建物を貸し付ける場合

行政財産使用料相当額×1.15

2 算定例 (使用面積を 171.00 m<sup>2</sup>として算定)

(1) 1 月当たりの使用料月額

171.00 m<sup>2</sup>×1,030 円=176,130 円

(2) 使用料年額

176,130 円×12 月=2,113,560 円

(3) 貸付料年額

2,113,560 円×1.15=2,430,594 円

(4) 貸付料年額 (消費税及び地方消費税加算)

2,430,594 円×1.1=2,673,653.4 円≒2,673,653 円 (小数点以下切捨て)